

人権デューデリジェンス

企業活動に関連する人権問題には様々なものがあります。これまで日本企業にとっては、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、同和問題などが一般的に連想される人権問題でしたが、生産の海外移転、国境を越えたサプライチェーンの拡大、海外企業との業務提携やM&Aなどが加速するに伴い、企業の社会的責任の範囲の拡大もあいまって、企業が注意を払わなければならない人権問題は多様化・複雑化しています。

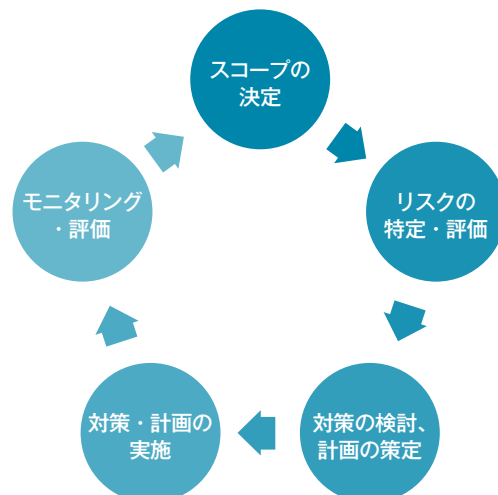
NGO等からの批判に長い間さらされてきた欧米企業に比べ、日本企業の人権に対する感度はこれまで一般的に弱かったと言えますが、近年、日本企業の海外の子会社やサプライヤーが人権を侵害したとして抗議行動を起こされたり、指摘を受けたりするケースも生じています。日本企業の事業活動やサプライチェーンの途上国への拡大が加速するに伴い、人権問題が顕在化するリスクは増大していると考えられます。このような中、企業の人権リスクを特定し、顕在化を防止し、また顕在化した場合に対処するためのプロセスである「人権デューデリジェンス」に対する関心が高まっています。

「人権デューデリジェンス」という言葉は、2005年に、国連の、人権、多国籍企業およびその他の企業活動に関する特別代表となったジョン・ラギー氏が、2008年に提出した「人権の保護、尊重、救済の政策フレームワーク」（ラギー報告）で提唱され、それを機に広く認知されるようになりました。ラギー氏の6年間の調査研究活動の集大成である「ビジネスと人権に関する指導原則（Guiding Principles）」が2011年3月に発表され、同6月にはこの報告を受けて「企業と人権のための指導原則」が国連人権理事会において採択されました。また、社会的責任に関する国際規格であるISO26000の中にもラギー報告の「人権デューデリジェンス」の考え方が取り込まれるなど、企業による人権デューデリジェンスの実施の必要性がさらに現実的となっています。

ラギー氏の定義では、人権デューデリジェンスとは、人権に関連する悪影響を認識し、防止し、対処するために企業が実施すべきステップであり、人権に関する方針の策定、企業活動が人権に与える影響の評価、パフォーマンスの追跡や開示などを行うことです。これらのステップの実施方法は企業の規模、業種、活動範囲によって異なると考えられますが、一般的に以下のようなステップが採られます。



人権デューデリジェンスのプロセス例



支援内容

KPMGあずさサステナビリティは、サプライヤー調査、環境・安全コンプライアンス調査等を通じて培ったノウハウに基づき、世界各国のKPMGのネットワークを活用しながら、人権デューデリジェンスの実施を支援します。

	実施すべき作業	KPMGあずさサステナビリティによる支援
スコープの決定	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権に関する影響の範囲の特定 ● 考えられる人権問題の種類の整理と、その問題が顕在化する可能性のある場所の特定 ● デューデリジェンスの実施方法の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ● クライアントの業種、操業する地域、規模、特性を踏まえた影響の範囲の特定と、それに基づく人権リスクに関する助言 ● デューデリジェンス・プロセスに関する助言
リスクの特定・評価	<ul style="list-style-type: none"> ● リスク特定のための調査（アンケート調査や現地訪問等に基づく調査） ● リスクの特定 ● 特定されたリスクの種類、重大性の評価 	<ul style="list-style-type: none"> ● リスクの特定や評価に対する支援 ● ILO条約や関連するガイドライン等に基づいた、想定されるリスクに対応したアンケート調査表の作成や調査結果の分析 ● 現地訪問による詳細な調査の実施（サイトツアー、インタビュー、資料の閲覧など）
対策の検討、計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定されたリスクの低減およびリスクの顕在化を防止するための仕組みの整備、対策の検討、アクションプランの策定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定されたリスクに対処するための仕組み、対策、計画に対する助言
対策・計画の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画されたアクションプランに従った対策の実施 ● 人権関連事項のマネジメントシステムへの組み込み 	—
モニタリング・評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 内部監査等を通じた、対策の実施状況のモニタリング、評価、報告 ● 評価に基づいたアクションプランの見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ● 内部監査等のモニタリングに対する支援 ● アクションプラン作成への助言

KPMGあずさサステナビリティ株式会社
kpmg.com/jp/sus

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2014 KPMG AZSA Sustainability Co., Ltd., a company established under the Japan Company Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan. 14-1149

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.